

## 「駐留軍関係離職者等臨時措置法」の有効期限延長に関する意見書

駐留軍関係離職者対策の根拠法となっております駐留軍関係離職者等臨時措置法は、平成15年5月16日で有効期限をむかえます。

駐留軍労働者は、米軍の軍事政策や国際情勢の影響を受ける等の特殊な職場環境下であり、本質的には不安定な雇用という立場におかれています。

本県におきましては、平成8年12月の「SACO最終報告」で、普天間飛行場の全面返還など11施設の全部又は一部の返還が合意され在沖米軍基地の整理、統合、縮小の取り組みが行われていますが、約700人の駐留軍労働者に影響が及ぶため、現在これらSACO関係従業員を対象にした技能教育訓練が実施されています。

また、SACO合意後も沖縄の米軍基地をめぐることは、沖縄県議会が「海兵隊を含む兵力の削減決議」を行うなど米軍基地の整理縮小を求める声が高まっており、近い将来、さらに米軍基地が動くことも想定しなければなりません。

一方、全国の雇用情勢は最悪の5%台の失業率となっていますが、県内の失業率は全国の約2倍で推移し、雇用情勢は極めて深刻な状況にあり、駐留軍関係離職者の再就職・自活の道は容易でない状況にあります。そうした中で、駐留軍労働者の解雇が発出されますと、県経済に与える影響は大きく地域的な雇用情勢は、パニック状態に陥る事は明らかであります。

よって、有効期限をむかえる駐留軍関係離職者等臨時措置法の再延長を要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成14年 6月24日  
沖縄県中頭郡北谷町議会